

（目 的）

第１条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）による営業時間短縮の要請（令和３年４月１２日から５月１１日まで。以下「要請」という。）に全面的に協力し、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する都内の飲食店等の事業者に対して、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、厳しい状況下の都内の飲食店等の事業者を支援することを目的とする。

（定 義）

第２条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）飲食店等 「飲食店」及び「飲食店営業許可又は喫茶店営業許可のある施設等」
- （２）中小企業・個人事業主 大企業が実質的に経営に参画していない次のいずれかの法人等
 - ①中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業及び個人事業主
 - ②特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利法人であって、常時使用する従業員の数が（１）の中小企業と同規模のもの
 - ③一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が（１）の中小企業と同規模のもの
 - ④中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（１）の中小企業と同規模のもの
- （３）大企業 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業（小売業であれば、資本金の額または出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人）に該当しない会社
- （４）みなし大企業 次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業
 - ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の１／２以上を所有又は出資していること。
 - ②大企業が複数で発行済株式総額又は出資総額の２／３以上を所有又は出資していること。
 - ③役員総数の１／２以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
 - ④その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有すると考えられること。
- （５）重点措置区域 ２３区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市

（対象事業者）

第３条 協力金の申請及び支給の対象となる中小企業・個人事業主等は、次に定める全ての要件を満たす者とする。

- （１）要請を受けた都内の飲食店等を運営する中小企業・個人事業主等。

- (2) 別表に掲げる飲食店等が、要請の対象期間のすべてにおいて、同表に掲げる方法により、営業時間を短縮又は終日休業し、酒類及びカラオケ設備の提供を制限していること。
- (3) 要請の開始日（令和3年4月12日）より前に開業し、営業の実態があること。ただし、別表において、要請の対象期間が4月25日からとなっている場合は、4月25日より前に開業し、営業の実態があること。
- (4) 令和3年4月12日から5月11日までの全期間、営業時間の短縮要請に全面的に協力していること。
- (5) 都が公表している「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」等を遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示していること。
- (6) 店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、登録していること。
- (7) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。あわせて暴力団及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

2 協力金の申請及び支給の対象となる大企業（みなし大企業含む）は、次に定める全ての要件を満たす者とする。

- (1) 要請を受けた都内の飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む）。
- (2) 都内にある全ての直営店舗において要請に協力し、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行うこと。
- (3) 前項（2）から（7）までの要件を全て満たしていること。

（支給額）

第4条 協力金は、前条に規定する対象事業者に対して、予算の範囲内において、店舗ごとに算出された日額を支給する。

- 2 中小企業・個人事業主等における店舗ごとの日額の算出は、事業者ごとに「売上高方式」又は「売上高減少額方式」のいずれかを選択する。「売上高方式」を選択した場合の日額は4万円から10万円の範囲とし、「売上高減少額方式」を選択した場合の日額は20万円を上限とする。
- 3 大企業及びみなし大企業は「売上高減少額方式」で店舗ごとの日額を算出し、20万円を上限とする。
- 4 重点措置区域以外に所在する店舗の場合、4月12日から4月24日までの期間の日額は、前2項にかかわらず一律4万円とし、4月25日から5月11日までの期間の日額は前2項により算出する。

（申請）

第5条 協力金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、協力金の支給を受けようとするときは、様式第1-1号（営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「令和3年1月8日～2月7日実施分」・「令和3年2月8日～3月7日実施分」・「令和3年3月8日～3月31日実施分」・「令和3年4月1日～4月11日実施分」のいずれかで支給決定された店舗と同一の店舗で申請する中小企業・個人事業主の場合）若しくは様式第1-2号（その他の中小企業・個人事業主の場合）又は様式第1-3号（営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「令和3年1月8日～2月7日実施分」・「令和3年2月8日～3月7日実施分」・「令和3年3月8日～3月31日実施分」・

「令和3年4月1日～4月11日実施分」のいずれかで支給決定された店舗と同一の店舗で申請する大企業の場合）若しくは様式第1－4号（その他の大企業の場合）による申請書に、様式第2－1号（中小企業・個人事業主の場合）又は様式第2－2号（大企業の場合）による誓約書その他知事が定める資料を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請しなければならない。申請後に店舗を追加することはできない。また、同一事業者による複数回の申請も行うことはできない。

（支給）

第6条 知事は、申請者より前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められる場合は協力金を支給する。

- 2 協力に係る謝意を示すため、申請者の店舗に係る屋号及び所在する区市町村名を公表する。
- 3 知事は、第1項の審査により、協力金の支給を決定したときは、様式第3号により当該申請者に通知する。
- 4 知事は、第1項の審査により、協力金を支給しないと決定したときは、様式第4号により当該申請者に通知する。

（協力金の取消し及び返還）

第7条 知事は、協力金支給の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により、協力金の支給を受けようとした事実が判明した場合は、支給の決定の取消しを行うものとする。

- 2 前項の取消しを行う場合において既に協力金を支給しているときは、知事は期限を定め、協力金の返還を命ずるとともに、協力金と同額の違約金を求めることができる。

（検査及び報告）

第8条 知事は、協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査及び報告等」という。）を求めることができる。

- 2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

飲食店等の所在地	従前の営業時間等	要請の対象期間	取組内容
23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	20時～翌朝5時までの間に営業していた	令和3年4月12日から 同年5月11日まで (30日間)	令和3年4月12日から同年4月24日までの間、 休業又は、朝5時から夜20時までの間に、営業時間を短縮し、 酒類の提供を11時から夜19時までに行っている。 上記に加えて、令和3年4月25日から同年5月11日までの間、 休業又は、酒類及びカラオケ設備を提供せず、 朝5時から夜20時までの間に、営業時間を短縮している。
	20時～翌朝5時までの間に営業していないが 酒類又はカラオケ設備を提供していた	令和3年4月25日から 同年5月11日まで (17日間)	令和3年4月25日から同年5月11日までの間、休業している。
上記以外の東京都内各地域	21時～翌朝5時までの間に営業していた	令和3年4月12日から 同年5月11日まで (30日間)	令和3年4月12日から同年4月24日までの間、 休業又は、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮し、 酒類の提供を11時から夜20時までに行っている。 上記に加えて、令和3年4月25日から同年5月11日までの間、 休業又は、酒類及びカラオケ設備を提供せず、 朝5時から夜20時までの間に、営業時間を短縮している。
	閉店時間が20時～21時までの店舗	令和3年4月25日から 同年5月11日まで (17日間)	令和3年4月25日から同年5月11日までの間、 休業又は、酒類及びカラオケ設備を提供せず、 朝5時から夜20時までの間に、営業時間を短縮している。
	20時～翌朝5時までの間に営業していないが 酒類又はカラオケ設備を提供していた	令和3年4月25日から 同年5月11日まで (17日間)	令和3年4月25日から同年5月11日まで、休業している。